

一 財團法人か所有することを要する私立大学の基本財産の額は一箇の学部を置く大学に於ては五十万円とす数箇の学部を置く大学に於ては一箇の学部を加ふる毎に十万円を増加すること

一 加すること

一 前項の金額は大学に予科を置く場合に於ても同様とすること

一 基本財産は設立認可の三週間以内に金庫に供託すべきこと但特別の事情あるときは文部大臣の認可を受け六個年以内の期間に於て分割供託することを得

一 大学は所要教授の半数以上の専任教授を置くを要すること但文部大臣の認可を受け設立後六個年の猶予期間を置くことを認むること

545 私立大学基金内規

〔『法学新報』第29巻5(330)号 大正8年5月1日〕

○私立大学基金内規 新大學令に依る私立大学の基本財産及び専任教授に関する文部省の内規は去月九日左の如く発表せられ 尚ほ之と同時に文部大臣より関係各地方長官に対し夫夫内達する所ありたり